

福岡県迷惑行為防止条例に基づく指示及び事業停止命令の基準に関する規程新旧対照表

(改正部分は、下線部分である。)

旧					新				
第1条～第10条 (略) (事業停止命令に係る期間の決定) 第11条 事業停止命令により事業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 量定がAに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合は、別表に定める量定に応じた基準期間(第8条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、第9条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、前条に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によることとする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、情状により、第7条から第10条までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。 ア～イ (略)					第1条～第10条 (略) (事業停止命令に係る期間の決定) 第11条 事業停止命令により事業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 量定がAに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合は、別表に定める量定に応じた基準期間(第8条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、第9条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、前条に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によることとする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、情状により、第7条から前条までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。 ア～イ (略)				
別表(第7条、第11条関係)					別表(第7条、第11条関係)				
事業者の種別	項	違反事項	関係条項	量定	事業者の種別	項	違反事項	関係条項	量定
条例第5条第1項第1号イに掲げる行為を事業として行う者	1	客引き行為の禁止違反	条例第5条第1項第1号及び第11条第4項	B	条例第5条第1項第1号イに掲げる行為を事業として行う者	1	客引き行為の禁止違反	条例第5条第1項第1号及び第11条第5項	B
	2	客となるよう誘引する行為の禁止違反	条例第5条第1項第2号及び第11条第4項	D		2	客となるよう誘引する行為の禁止違反	条例第5条第1項第2号及び第11条第5項	D
	3	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第5条第1項第3号及び第11条第4項	A		3	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第5条第1項第3号及び第11条第5項	A
	4	役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第4号及び第11条第4項	B		4	役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第4号及び第11条第5項	B
	5	役務に従事するよう誘引する行為の禁止違反	条例第5条第1項第5号及び第11条第4項	D		5	役務に従事するよう誘引する行為の禁止違反	条例第5条第1項第5号及び第11条第5項	D
	6	執ような方法による客引き行為又は役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第6号及び第11条第4項	B		6	執ような方法による客引き行為又は役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第6号及び第11条第5項	B
	7	対償を供与等して、他人に1から6までの違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第3項	A		7	対償を供与等して、他人に1から6までの違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第4項	A
	10	事業停止命令違反	条例第10条の3及び第11条第1項	A		10	事業停止命令違反	条例第10条の3及び第11条第2項	A
条例第5条第1項	1	客引き行為の禁止違反	条例第5条第1項第1号及び	C	条例第5条第1項	1	客引き行為の禁止違反	条例第5条第1項第1号及び	C

第1号ロに掲げる行為を事業として行う者	2	客となるよう誘引する行為の禁止違反（条例第5条第1項第1号ロに掲げる行為のうち、当該提供に係る行為が人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを事業として行う者によるものに限る。）	び第11条第4項 条例第5条第1項第2号及び第11条第4項	G
	3	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第5条第1項第3号及び第11条第4項	A
	4	役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第4号及び第11条第4項	C
	5	役務に従事するよう誘引する行為の禁止違反（条例第5条第1項第1号ロに掲げる行為のうち、当該提供に係る行為が人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを事業として行う者によるものに限る。）	条例第5条第1項第5号及び第11条第4項	G
	6	執ような方法による客引き行為又は役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第6号及び第11条第4項	C
	7	対償を供与等して、他人に1、2又は4から6までの違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第3項	B
	8	対償を供与等して、他人に3の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第3項	A
	〃〃〃〃			
1 3	事業停止命令違反	条例第10条の3及び第11条第1項	A	
条例第5条第1項ハに掲げる行為を事業として行う者	1	客引き行為の禁止違反	条例第5条第1項第1号及び第11条第4項	C
	2	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第5条第1項第3号及び第11条第4項	A
	3	役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第4号及び第11条第4項	C
	4	執ような方法による客引き行為又は役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第6号及び第11条第4項	C
	5	対償を供与等して、他人に1、3又は4の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第3項	B

第1号ロに掲げる行為を事業として行う者	2	客となるよう誘引する行為の禁止違反（条例第5条第1項第1号ロに掲げる行為のうち、当該提供に係る行為が人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを事業として行う者によるものに限る。）	び第11条第5項 条例第5条第1項第2号及び第11条第5項	G
	3	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第5条第1項第3号及び第11条第5項	A
	4	役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第4号及び第11条第5項	C
	5	役務に従事するよう誘引する行為の禁止違反（条例第5条第1項第1号ロに掲げる行為のうち、当該提供に係る行為が人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを事業として行う者によるものに限る。）	条例第5条第1項第5号及び第11条第5項	G
	6	執ような方法による客引き行為又は役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第6号及び第11条第5項	C
	7	対償を供与等して、他人に1、2又は4から6までの違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第4項	B
	8	対償を供与等して、他人に3の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第4項	A
	〃〃〃〃			
1 3	事業停止命令違反	条例第10条の3及び第11条第2項	A	
条例第5条第1項ハに掲げる行為を事業として行う者	1	客引き行為の禁止違反	条例第5条第1項第1号及び第11条第5項	C
	2	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第5条第1項第3号及び第11条第5項	A
	3	役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第4号及び第11条第5項	C
	4	執ような方法による客引き行為又は役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第6号及び第11条第5項	C
	5	対償を供与等して、他人に1、3又は4の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第4項	B

	6	対償を供与等して、他人に2の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第3項	A
	1 1	事業停止命令違反	条例第10条の3及び第11条第1項	A
条例第5条第1項第1号ニ掲げる行為を事業として行う者	1	客引き行為の禁止違反	条例第5条第1項第1号及び第11条第4項	C
	2	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第5条第1項第3号及び第11条第4項	A
	3	執ような方法による客引き行為の禁止違反	条例第5条第1項第6号及び第11条第4項	C
	4	対償を供与等して、他人に1又は3の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第3項	B
	5	対償を供与等して、他人に2の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第3項	A
	9	事業停止命令違反	条例第10条の3及び第11条第1項	A
条例第5条第1項第1号ホに掲げる行為を事業として行う者	1	利用者を勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第1号及び第11条第4項	C
	2	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第5条第1項第3号及び第11条第4項	A
	3	執ような方法による利用者を勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第6号及び第11条第4項	C
	4	対償を供与等して、他人に1又は3の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第3項	B
	5	対償を供与等して、他人に2の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第3項	A
	9	事業停止命令違反	条例第10条の3及び第11条第1項	A
備考 (略)				

	6	対償を供与等して、他人に2の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第4項	A
	1 1	事業停止命令違反	条例第10条の3及び第11条第2項	A
条例第5条第1項第1号ニ掲げる行為を事業として行う者	1	客引き行為の禁止違反	条例第5条第1項第1号及び第11条第5項	C
	2	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第5条第1項第3号及び第11条第5項	A
	3	執ような方法による客引き行為の禁止違反	条例第5条第1項第6号及び第11条第5項	C
	4	対償を供与等して、他人に1又は3の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第4項	B
	5	対償を供与等して、他人に2の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第4項	A
	9	事業停止命令違反	条例第10条の3及び第11条第2項	A
条例第5条第1項第1号ホに掲げる行為を事業として行う者	1	利用者を勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第1号及び第11条第5項	C
	2	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第5条第1項第3号及び第11条第5項	A
	3	執ような方法による利用者を勧誘する行為の禁止違反	条例第5条第1項第6号及び第11条第5項	C
	4	対償を供与等して、他人に1又は3の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第4項	B
	5	対償を供与等して、他人に2の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第5条第2項及び第11条第4項	A
	9	事業停止命令違反	条例第10条の3及び第11条第2項	A
備考 (略)				